

(障害児通所支援) 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）」第12条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社創栄
代表者氏名	倉内 浩志
本社所在地 (連絡先)	鹿児島市城山2丁目9-8
設立年月日	令和1年9月10日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	キッズクラブ Little by little
サービスの 主たる対象者	18歳未満の発達障がい児、知的障がい児
事業所番号	4650101993
指定年月日	令和5年5月1日
管理者	倉内 浩志
児童発達支援 管理責任者	上野 彩
事業所所在地	鹿児島県鹿児島市城山2丁目4-5 城山産業センタービル103号
連絡先	099-833-3893
事業所の通常の 事業実施地域	鹿児島市
利用定員	児童発達支援・放課後等デイサービス 合わせて10人
開設年月日	令和5年5月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障がい児及び保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保すること
運営方針	障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う

(3) 営業日及び営業時間

営業日	原則、月曜日から金曜日
営業時間	9:00～18:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	原則、月曜日から金曜日
サービス提供時間	児童発達支援 9:30～11:30、13:30～15:30 放課後等デイサービス 学校終了後～17:30

3 サービス提供を行う施設・設備について

(1) 施設

構造	鉄筋コンクリート造 地上3階 1階部分
敷地面積	74.32㎡
延床面積	74.32㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	1室	42.24㎡ (自習室8.27㎡)
事務室	1室	13.54㎡
相談室	1室	3.71㎡
トイレ	1室	4.72㎡

4 サービス提供を行う職員体制

(1) 職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	従業者の管理、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
児童発達支援 管理責任者	<p>ア 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。</p> <p>イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。</p> <p>ウ 通所支援計画の原案の内容を障がい児等に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を障がい児等に交付すること。</p> <p>エ 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。</p> <p>オ 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。</p> <p>カ 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>キ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
児 童 指 導 員	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。
保 育 士	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。

(2) 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1			1	
児童発達支援 管理責任者	1		1			1	
児 童 指 導 員							
保 育 士	3		2		1	2	

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	8:30~17:30、9:00~18:00
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	8:30~17:30、9:00~18:00、10:00~19:00
児 童 指 導 員	8:30~17:30、9:00~18:00
保 育 士	8:30~17:30、9:00~18:00

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
通所支援計画の作成	障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、通所支援事業の目標及びその達成時期、児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、集団遊び等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
相談業務	福祉、生活の相談等を行います。
送迎サービス	事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校等と事業所との間の送迎を行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

※鹿児島市は、利用者負担金額を免除しています。(実費負担分を除く。)

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動等に係る材料費	実費相当額
行事等に係るおやつ代等	実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 10 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア) 現金支払い

(イ) 利用者指定口座からの自動振替

(ウ) 事業者指定口座への振り込み

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 通所支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児（以下「利用者」といいます。）の生活に対する意向に配慮しながら「通所支援計画」を作成します。作成した「通所支援計画」については、案の段階で利用者に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 通所支援計画の変更等

「通所支援計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	倉内 浩志
-------------	-------

② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
- 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	倉内 浩志
住所	鹿児島市城山2丁目9-8
電話番号	080-1746-7691

【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	国東内科小児科
所在地	〒892-0844 鹿児島市山之口町6-10
電話番号	099-224-6958

12 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	鹿児島市
	担 当 部 ・ 課 名	障害福祉課ゆうあい係
	電 話 番 号	099-216-1274

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動
保険名	施設損害責任保険
保障の概要	施設や仕事の遂行による対人・対物事故への損害

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める非常災害計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める非常災害計画に則り、訓練を年2回以上実施します。
防災設備	自動火災報知機 消火器

14 苦情解決の体制及び手順

事業所の苦情・相談受付窓口

提供した指定放課後等デイサービスに係る障がい児又は通所給付決定保護者その家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

事業者の窓口	窓 口 担 当 者 苦 情 解 決 責 任 者 受 付 日 等 電 話 番 号 倉内 浩志
その他の機関	・福祉サービス運営適正化委員会（県社会福祉協議会） 099-286-2200

15 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動 営 利 活 動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

16 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あ り ・ な し
-------	-----------

17 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	鹿児島県鹿児島市城山2丁目4-5 城山産業センタービル103号
	法人名	株式会社 創栄
	代表者名	代表取締役 倉内 浩志
	事業所名	キッズクラブ Little by little
	説明者氏名	倉内 浩志

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者 (通所給付 決定保護 者)	住所	
	氏名	
	続柄	
利用者(児童)氏名		